# 重 要 事 項 説 明 書 （障害者総合支援居宅介護サービス）

1. 居宅介護サービスを提供する事業者について

| | |
|---|---|
| 事 業 者 名 称 | 合同会社ナーシングケア小山 |
| 代 表 者 氏 名 | 代表社員　小山貴大 |
| 本 社 所 在 地 | 岡山県総社市清音上中島239番地4 |
| （ 連 絡 先 ） | TEL 0866－37－5710　FAX 0866－37－4082 |
| 法 人 設 立 年 月 日 | 平成29年6月26日 |

2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

（1）事業所の所在地等

| | |
|---|---|
| 事 業 所 名 称 | ヘルパーステーションこやま |
| ｻｰﾋﾞｽの主たる対象者 | 障害支援区分1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害、児童） |
| 岡山県指定事業所番号 | 居宅介護　3310800598号 （令和 6年 10月 1日 指定） |
| 事 業 所 所 在 地 | 岡山県総社市清音上中島239番地4 コーポ清音202号 |
| 連 絡 先 | TEL 0866－37－5710　FAX 0866－37－4082 |
| 相 談 担 当 者 名 | 中島 暢美 |
| 事業所の通常の事業実施地域 | 総社市、倉敷市、岡山市北区 |
| 事業所が行う他の<br>指定障害福祉サービス | 重度訪問介護　3310800598号 （令和 6年 10月 1日 指定）<br>移動支援事業　3370801478号（総社）（令和 6年 10月 1日 指定）<br>移動支援事業　3370801478号（倉敷）（令和 6年 11月 1日 指定） |

（2）事業の目的及び運営方針

| | |
|---|---|
| 事業の目的 | 事業所において実施する指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。 |
| 運営方針 | 1 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において日常　生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。<br><br>2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。<br><br>3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする |

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日～金曜日（12月30日から1月3日までと国民の祝日を除く） |
| 営業時間 | 8:30～17:30 （要望により時間外の対応も行います） |

（4）サービス提供可能な日と時間帯

| | |
|---|---|
| サービス提供日 | 年中無休 |
| サービス提供時間 | 24時間体制　※ただし、当該市町村長の決定したサービス提供日及び<br>サービス提供時間とする。 |

（5）事業所の職員体制

| | |
|---|---|
| 管理者 | 中島　暢美 |

| 職種 | 職務内容 | 人員数 |
|---|---|---|
| 管理者 | 1 従業者及び業務の管理を一元的に行います。<br>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 | 常勤<br>1人 |
| サービス提供責任者 | 1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。<br>2 利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護を作成します。<br>3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。<br>4 居宅介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。<br>5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整を行います。<br>6 居宅介護従業者（以下「ヘルパー」という）等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。<br>7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 | 常勤<br>1人以上 |
| ヘルパー | 1 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。<br>2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 | 常勤、非常勤<br>2．5人以上<br>（管理者、サービス提供責任者を含む） |
| 事務職員 | 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | 常勤・非常勤　0名 |

3．提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

（1）提供するサービスの内容について

| サービス区分 | 種類とサービスの内容 |
|---|---|
| 居宅介護計画の作成 | 利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画を作成します。 |
| 身体介護 | 食事介助、排泄介助、入浴介助・清拭、身体整容、更衣介助、体位変換、移動・移乗介助、通院・外出介助、服薬介助、その他の必要と認められる身体の介護。 |
| 家事援助 | 掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理、配下膳、買い物、薬の受け取り、その他の必要と認められる家事。 |
| その他 | 生活、身上及び介護に関する相談及び助言、その他の必要と認められる相談及び助言。 |

（2）ヘルパーの禁止行為

1．医療行為

2.利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

3.利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

4.利用者の同居家族に対するサービスの提供

5.利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

6.利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

7.身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

8.その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9.その他、直接、利用者の日常生活上の援助に属さないと判断される行為

（3）秘密保持及び個人情報

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が及ぶ場合など正当な理由がある場合を除いては、契約中また契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、利用者に関わるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合に限り、利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

（4）提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。（利用料については別紙参照）

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市区町村窓口までお問い合わせください。

| | |
|---|---|
| 利用者負担額 | 利用者本人又は扶養義務者の負担能力に応じ、市町村が定めた額。 |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 令和7年4月より介護職員処遇改善加算Ⅰを算定し、別途下記の加算相当が総単位数に対して加算されます。<br>居宅介護・・・41.7%、重度訪問介護・・・34.3% |
| 特定事業所加算Ⅱ | 令和7年4月より特定事業所加算Ⅱを算定し、別途下記の加算相当が総単位数に対して加算さ<br>所定単位数×10% |
| 初回加算<br>200単位 | 指定居宅介護事業所等において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った場合又は当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回若しくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。 |
| 利用者負担上限額管理加算<br>150単位 | 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。 |
| 喀痰吸引等支援体制加算 | 指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし特定事業所加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 |

4. その他の費用について
（1） ｻｰﾋﾞｽの利用をｷｬﾝｾﾙする場合、ｷｬﾝｾﾙの連絡を頂いた時間に応じて、ｷｬﾝｾﾙ料を請求させて頂きます。
サービス実施日の前日18時までにご連絡を頂いた場合、ｷｬﾝｾﾙ料は不要です。
サービス利用前日18時以降に中止を申し出た場合、契約書第6条に基づくｷｬﾝｾﾙ料が利用料金の全部又は一部を請求させて頂くことがあります。
※ 但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、ｷｬﾝｾﾙ料は請求致しません。
（2）サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の使用は、利用者（お客様）の別途負担となります。
（3）通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は、利用者（お客様）の別途負担となります。

5. 緊急時の対応方法について
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
また、突発的状況等に対応できるバックアップ体制を整え責任を持って対処します。
上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0866－37－5710 （対応可能時間 24時間）

6. 事故発生時の対応方法について
利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。
保険会社名 全国訪問看護事業協会
保険名 居宅サービス・居宅介護支援事業者総合補償制度
保障の概要 居宅介護のサービス提供時の物品の破損及び身体的障害への補償への適応。

7. 身分証携行義務
居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8. 心身の状況の把握
指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

9. 連絡調整に対する協力
居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市区町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

10. 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携
指定居宅介護の提供にあたり、市区町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

11. サービス提供の記録
（1）指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
（2）指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
（3）これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担頂きます。）

12. 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて
契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり（契約書別紙）を作成します。

13. 契約に関する相談・苦情解決の体制及び窓口

当事業所の利用相談・苦情窓口

| | |
|---|---|
| 担　当　者 | 中島　暢美 |
| 電　話　番　号 | TEL 0866－37－5710　　FAX 0866－37－4082 |
| 受　付　時　間 | 月曜日～金曜日（12月30日から1月3日までと国民の祝日を除く）<br>8:30～17:30 |

公共機関においても相談・苦情を受け付けています。

| | |
|---|---|
| 岡山市保険福祉局<br>障害福祉課 | 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号　　電話　086－803－1235 |
| 倉敷市保健福祉局<br>福祉部障害福祉課 | 倉敷市西中新田640番地　　電話　086－426－3305 |
| 総社市役所福祉課<br>障がい福祉係 | 総社市中央一丁目1番1号　　電話　0866－92－8269 |
| 岡山県備中県民局 | 倉敷市羽島1083　　電話　086－434－7064 |
| 岡山県運営適正委員会 | 岡山市北区南方2丁目13－1　　電話　086－226－9400 |

14. 第三者評価の実施状況

なし

15. 重要事項説明書説明者

事　業　者

| | |
|---|---|
| 事業者 | 合同会社ナーシングケア小山 |
| 住　所 | 岡山県総社市清音上中島239番地4 |
| 代表者氏名 | 小山　貴大 |
| 事業所 | ヘルパーステーションこやま |
| 住　所 | 岡山県総社市清音上中島239番地4　コーポ清音202 |
| 管理者 | 中島　暢美 |
| 説明者氏名 | |

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける居宅介護の重要事項について説明を受け、合同会社ナーシングケア小山の居宅介護事業の提供を開始することに同意します。

令和　　年　　月　　日　　（ご本人の署名又は記名押印）

| | | |
|---|---|---|
| （利　用　者） | 住所 | |
| | 氏名 | ㊞ |
| （代理人または立会人等） | 住所 | |
| | 氏名 | ㊞ |